



KPMG Newsletter

KPMG Insight

会計・開示／税務 Digest
税務情報 (2024. 6 - 7)



Vol. **68**

September 2024

税務情報 (2024.6 – 7)

KPMG税理士法人

本稿は、2024年6月から7月に国税庁等から公表された税務情報についてお知らせしたKPMG Japan e-Tax Newsの情報をまとめてご紹介するものです。

税務コンテンツ

最新の税務情報は
こちらからご覧になれます。



kpmg.com/jp/tax-topics

2024年度税制改正

– 所得合算ルールに相当する規定に係る省令の一部訂正

2024-06-03

(KPMG Japan e-Tax News No.307)

5月23日、2023年度税制改正で創設され、2024年度税制改正で追加の見直しが行われた、グローバル・ミニマム課税における所得合算ルールに相当する「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」の規定に係る省令の一部訂正が官報に掲載されました。

【詳しくはこちら】

日本語版：<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2024/jp-e-taxnews-20240603.pdf>

2024年度税制改正

– イノベーションボックス税制等に係る政令の公布

2024-06-24

(KPMG Japan e-Tax News No.308)

6月21日、2024年度税制改正で創設された「イノベーションボックス税制」及び「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」に係る政令が公布されました。

【詳しくはこちら】

日本語版：<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2024/jp-e-taxnews-20240624.pdf>

国税庁

– 法令解釈通達の発遣

2024-06-26

(KPMG Japan e-Tax News No.309)

国税庁は6月24日、2024年度税制改正等に対応した法人税基本通達等を6月21日付で発遣したことを公表しました。

【詳しくはこちら】

日本語版：<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2024/jp-e-taxnews-20240626.pdf>

2024年度税制改正

– 「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」に係る省令の公布

国税庁

– 「特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領」の公表 – 「電子帳簿保存法一問一答」の改訂

2024-07-02

(KPMG Japan e-Tax News No.310)

6月28日、2024年度税制改正で法制化された「非居住者に係る暗号資産等取引情

報の自動的交換のための報告制度」に係る省令が公布されました。

また、国税庁は同日、2023年度税制改正で創設されたグローバル・ミニマム課税における所得合算ルールに相当する「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」に係る「特定多国籍企業グループ等報告事項等」の作成の参考として「特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領」及び「電子帳簿保存法一問一答」の改訂版を公表しました。

【詳しくはこちら】

日本語版：<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2024/jp-e-taxnews-20240702.pdf>

英語版：<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2024/jp-en-e-taxnews-20240702.pdf>

国税庁

– 「移転価格税制に係る文書化制度 (FAQ)」の改訂

2024-07-11

(KPMG Japan e-Tax News No.311)

国税庁は7月9日、2024年度税制改正等を踏まえ、「移転価格税制に係る文書化制度 (FAQ)」の改訂版を公表しました。

【詳しくはこちら】

日本語版：<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2024/jp-e-taxnews-20240711.pdf>

国税庁

－ 消費税のプラットフォーム課税に関するQ&A等の公表

2024-08-02

(KPMG Japan e-Tax News No.312)

国税庁は7月30日、2024年度税制改正で創設された消費税のプラットフォーム課税制度に関するQ&Aを公表するとともに、本制度についての英語等による情報を集約したページを開設しました。

また、本制度の創設等に伴い、国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税に関するリーフレット及び改訂版Q&Aも公表しました。

【詳しくはこちら】

日本語版：<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2024/jp-e-taxnews-20240802.pdf>

英語版：<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2024/jp-en-e-taxnews-20240802.pdf>

関連情報

本稿でご紹介したKPMG Japan e-Tax Newsは、以下のウェブサイトからアクセスいただけます。

kpmg.com/jp/tax-topics

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG税理士法人
大島 秀平、風間 綾、山崎 沙織、芝田 朋子
✉ info-tax@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されず、この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。